

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5 月 25 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530058

研究課題名（和文） ILO 基準監視機構の準司法的機能

研究課題名（英文） Quasi-judicial function of the ILO' s supervision

研究代表者

吾郷 眞一（AGO SHINICHI）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：50114202

研究成果の概要（和文）：

ILO 監視機構の国際組織法上の位置づけを明確にしたうえで、条約勧告適用専門家委員会の意見（observation）を中心とする監視機構の判断の積み重ねを精査し、50年を超える同じ判断の継続は、総会基準適用委員会との協働を経て事実としての判例法集積があることを示した。その事実としての力の上に国際労働法の実体法が形成されていることを提示し、プロセスに権威がある場合、実体法である国際労働基準も結果として充実することを結論付けた。

研究成果の概要（英文）：

The research clarified the importance of the ILO' s supervisory mechanism in the framework of international institutional law and determined, by focusing on the effectiveness of supervision undertaken by its main supervisory organs, namely the Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations and the Conference Committee on the Application of Standards, that there is actually an accumulation of "case laws", which is significant in the consolidation of the substantive body of international labour law. The ultimate aim of the research, which was to ascertain the process-based approach in the international law-making, was achieved in that the substantive law can well be strengthened, if the degree of authoritativeness and the persuasiveness could be rendered by the process.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：ILO 国際労働基準 実施の監視 条約解釈 コントロール 三者構成

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際法的に拘束力がないといわれるILO 監視機構の意見の集積が膨大な量に上り、実質的に「準司法機能」を果たしていると言われてきたにもかかわらず、従来の研究はあまりそれに正面から向き合っていなかった。

(2) 国内法の研究において判例評釈は欠かせない作業の一つであり、また、それは判例法の発達、場合によっては立法過程にも影響を及ぼす重要な学術的活動である。ところが、ILO においては監視機構の判断累積がほぼ判例法であるにもかかわらず、それがつねに「準」司法的ないしは「擬」司法的文書とみなされていたために、その法的分析の対象とされたことがなかったことが一つの原因であると思われた。

(3) 手続法の拡充が実体法拡充にも寄与することは国際行政法の議論で言われてきていることであるが、これをILOにおける国際労働基準設定と監視機能に移しかえる研究はおこなわれてきていなかった。

2. 研究の目的

(1) 本研究はILOの根本的な活動である国際労働基準の設定とその監視について、とりわけその監視機構の法的判断を総合的・体系的に分析することにより、どのような条件が整った場合に、監視機構による一連の判断が説得力を持つようになるのか、逆にどのようなときにそれは実体国際労働法としての価値が乏しくなるのか、実質的な判例法の形成がILO基準全体の拡充にとって（さらに広く国際人権法の拡充にとって）どのような意味を持つのかを解明しようとするものであった。

(2) 判例研究が国内法では盛んであるのに対して、実質的には判例に等しいものであるにもかかわらず、その国際組織法上の地位に関する疑念からしばしば単なる事実、ないしは国際組織内慣行としてだけしか価値を見出されていなかったILO監視機構による判断の蓄積を国際労働法判例として、高い位置をあたえることを目指した。

(3) ILO監視機構の位置づけを明確にするとともに、個々の監視機関の判断を批判的に考察することにより、監視という事柄の持つ国際法上の意義を再確認すると同時に、国際法定立(international law-making)にとって国際組織による国際法執行過程がもつ重要性を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 文献を中心とするILO監視機構についての先行研究をすべて網羅し、理論的整理・分析をおこなった。

(2) 監視機構による判断の実際の効果について、ILOジュネーブ本部、ILO駐日代表事務所およびアジア太平洋総局において監視活動の実際についての情報を収集した。

(3) 外国大学（カナダ・ビクトリア大学、米国シカゴ大学、スタンフォード大学、フランス・ボルドー大学、中国人民大学など）及び日本の諸大学において国際労働法、国際組織法を研究する学者と意見交換を行った。

(4) 国内外の学会・研究会などにおける研究発表を契機に、本研究の方法の正しさを不断に検証しながら研究を遂行した。

4. 研究成果

主要な成果は次の4点の確認である。

(1) ILO監視機構が有する国際組織法上の地位の確認。

数多く存在する政府間国際組織のうちでも特別に長い歴史を持つILOの監視機構が、その長さゆえに一定の重みを持つにいたったことが確認された。そのためには三者構成の国際機構が持つ特殊性と、90年を超える実行の蓄積、及び手続の完備が大きく影響していることが認められた。

(2) 各種監視機関が下す判断の集積が事実上の判例法を形成していることの認定。

ILO条約勧告適用専門家委員会の意見を中心とする監視機構の判断の積み重ねを精査した結果、一定の問題については一貫した判断基準が示される一方、年を経るにつれて基準の指標の取り方も変わっていく（とりわけ結社の自由関連の条約解釈に表れる判断の変遷）もあることが検証された。また、90年を超える同じ判断の継続は、総会基準適用委員会との協働を経て一種の判例法を形成するに至っていることも確定できた。

(3) 手続法から実体法が派生しうることの認識。

上記の「判例法」は監視機構による条約解釈によって形成されるが、それは監視手続きの中から自然発生的に（場合によっては立法機能を持つ解釈によって）生じるものであることがわかった。結社の自由に関する87号条約においてストライキ権が明記されてい

ないにもかかわらず、監視機構の判断の蓄積の上に、実質的にストライキ権が条約の中に書き入れられる効果をもつに至っていることがその一例である。そのほかにも多くの「判例法」によって実体法が拡充されて来ている。これは専門家委員会による意見や総会委員会における決定だけでなく、憲章上の苦情や申立手続においても同じである。

(4) 国内(労働)法への実際的影響の確認。

ILO 監視機構の判断が国内労働法に影響を及ぼすことはある程度知られていたが、本研究遂行課程で研究代表者が関係した裁判(岡山地裁・広島高裁判決[確定])において、ILO 監視機構による判断が、そのまま国内法として判断基準となったことは、ILO による監視活動の判例的性質をさらに強化するものであった。下記雑誌論文①に掲げたものの中で明らかにしたように、ILO 監視機構による判断が、国内法を改廃するという実例を検証することができた。そこでは日本が批准した条約(とその解釈)が、ある国内法規(地方公務員法 57 条)の無効を宣言した形となっている。ILO 監視機構の判断が、ILO という組織の中だけでなく国内法の判例形成にも影響を及ぼしたことが分かった。

(5) 総括

本研究は国際労働基準の設定とその監視について、とりわけその監視機構の法的判断を総合的・体系的に分析することにより、どのような条件が整った場合に、監視機構による一連の判断が説得力を持つようになるのか、逆にどのようなときにそれは実体国際労働法としての価値が乏しくなるのか、実質的な判例法の形成が ILO 基準全体の拡充にとって(さらに広く国際人権法の拡充にとって)どのような意味を持つのかを解明することであったが、ILO の監視機構の活動の長さ、その一定の信頼性が機構の三者構成という特性と、巧妙な手続法的展開に助けられ十分に機能し、研究開始当初の問題点に解答を与えるとともに、手続法が実体法を拡充する可能性があることを明確にできたと思われる。これは、単に ILO による監視機構のもつ特別な効果を認定するだけでなく、国際法全体にとって執行の側面から法を見ることの重要性を提示できたことを意味する。すなわちプロセスの拡充が実体法である国際労働基準も結果として拡充すること本研究の究極的目標であるプロセス重視の国際法定立理論にとって、プロセスに正当性があり、説得力がある場合には、法源性、実定性に脆弱性がある場合にも、十分に法として機能することが明らかになったということが出来る。プロセス重視の国際法定立論が多く議論されてくるようになってきているが、本研究はそ

の議論をさらに強化する実証研究といえる。

(6) 今後の展開

① 本研究の成果は、上にあげた一連の仮説を証明するためには概ね良好だったといえるが、国際法全体に対して一般化するためにはさらなる継続的研究および、ILO 基準に限定されない他の国際法文書に関する同様の分析が必要になってくるであろう。分析手法自体には変更を加える必要はないが、対象を拡大し、たとえば国際人権規約、ユネスコ勧告、女性差別撤廃条約などのいわゆる国際人権条約、さらには環境に関する条約や WTO 協定のような経済条約についての履行確保機構とその判断の蓄積過程を見てゆく必要がある。

② そのために、平成 24-26 年科研基盤研究(C)に採択された「国際法秩序の中の国際労働法」(研究代表者・吾郷眞一)において引き続き実証研究を続ける。国際法の断片化が言われる中、自己完結的に見える ILO 基準設定および実施監視制度が実は国際法体系の中の有効な一部分であり、決して独立して存在するものではないこと、中央集権的立法機関、行政・司法機関がない国際法体系にとって、国際労働法が一つの主要なコンポーネントとして全体の法的統合に寄与していることを検証し、最終的に「国際法秩序の中の国際労働法」を提示することによって、国際の実施過程が有する実体国際法の中の地位が明確になることが期待される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10 件)

- ① 吾郷眞一「消防職員が団体を結成し活動することへ牽制が違法とされた事件」『新・判例解説 Watch』(査読なし) 10 巻 2012 年 4 月 305-308 頁
- ② 山下昇「中国における集団的労働紛争の実態とその解決手続の課題」『季刊労働法』236 号(査読なし) 92-103 頁 2012 年
- ③ 吾郷眞一「グローバル化と ILO の監視メカニズムの課題」『世界の労働』(査読なし) 61 巻 2011 年 36-45 頁
- ④ 吾郷眞一「CSR—法としての機能とその限界」『季刊労働法』(査読なし) 234 巻 2011 年 50-60 頁
- ⑤ 吾郷眞一「わが国企業の進出先としてのアジア労働市場と労働面における CSR の重要性」『DIO 連合総研レポート』(査読なし) 264 巻 2011 年 4-7 頁

- ⑥ 吾郷眞一 “Non-Economic Criteria in the Formulation of the World Trade Regime: From Social Clause to CSR”, in *Law and Development in Asia*, Gerald Paul McAlinn and Caslav Pejovic (eds), Routledge, 2011, pp. 221-240
- ⑦ 吾郷眞一「WTOとILO -自由貿易体制と労働者の権利保障 -」『法律時報』(査読なし) 2010年 82巻3号 26-31頁
- ⑧ 吾郷眞一 「わが国におけるILO条約の批准状況と雇用に関するCSRの意義」『学術の動向』(財団法人 日本学術協力財団) (査読なし) 2010年 10月号、50-53頁
- ⑨ 吾郷眞一「ILO条約の国内における効果」『平成21年度重要判例解説』ジュリスト臨時増刊 (No. 1398) (査読なし) 319-320頁
- ⑩ 吾郷眞一 “International labour standards in Asia and the role of emerging CSR codes” *Japanese Yearbook of International Law*, 2009 (No. 52) (査読あり) 281-308頁

〔学会発表〕(計1件)

吾郷眞一「WTO and Social Development」Beijing Forum(北京論壇)2011年 11月 5日 北京市魚釣台会議場

〔図書〕(計1件)

吾郷眞一「国際人権保障機構としてのILO」『講座 国際人権法 4『国際人権法の国際的実施』信山社 (査読なし) 2011年 272-289頁

〔産業財産権〕

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吾郷 眞一 (AGO SHINICHI)
九州大学・法学研究院・教授
研究者番号：50114202

(2) 研究分担者

① 韓 相熙 (HAN SANG HEE)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：30380653

② 山下 昇 (YAMASHITA NOBORU)

九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：60352118

(3) 連携研究者

なし